

V 各人権課題に対する取組

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」[※]では、各人権課題に関する取組について「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と示されている。

そこで県教育委員会では、人権指針を踏まえ、「女性」、「子供」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題」、「外国人」、「H I V感染者等」、「犯罪被害者やその家族」、「アイヌの人々」、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮当局による拉致問題」、「災害時における人権への配慮」、「様々な人権問題」を解決するために、学校等、家庭、地域社会を通じて、人権教育を実施する。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっている。

※人権教育・啓発に関する基本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な推進を図るため、国が策定するものである。

1 女性

(1) 現状と課題

女性の人権の確立は、昭和54年の国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されて以降、国際的に取り組まれてきた。

国内においては、「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月公布・施行)に基づき「男女共同参画基本計画」(平成12年)が閣議決定された。(第2次 平成17年、第3次 平成22年)

埼玉県では平成12年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定した。これに基づき「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し、平成19年2月には見直しを行った。平成24年7月には新たに「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定した。

女性に関する課題として、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や性別による固定的な役割分担意識に基づくものが見受けられる。

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されている。更に、夫・パートナーからの暴力(DV)やストーカー行為等の女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアにおける性・暴力表現等の女性の人権を侵害する情報が増加している。

男女共同参画社会を実現するために、今後更に、積極的に関係機関、企業等との連携を図りながら、人権教育・啓発、相談・支援等の施策を総合的に推進していく必要がある。

(2) 女性に関する人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の人権が尊重されるとともに、男女平等観の形成を図るための人権教育を推進する。

学校等における推進方策

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図る。
- 教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力についての学習を充実する。
- 子供が主体的に取り組めるような学習教材の開発・整備を行う。
- 女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図る。

家庭、地域社会における推進方策

- 男女共同参画の意識を育み、性別による固定的な役割分担意識に捕らわれない家庭教育が促進されるようにする。
- 男女平等についての学習や活動に対して指導・助言できる人材を養成する。
- 女性の生涯にわたる学習機会の拡大を図り、社会参画を促進する。また、男性の育児・家事への参加を促進する学習機会の充実が図れるよう既存の組織、企業、NPO等と連携する。

2 子供

(1) 現状と課題

「児童の権利に関する条約」では、子供を権利の主体として位置付けており、子供の尊厳や生存、保護、発達等の権利を保障している。

しかし、少子化や核家族化の進行、家庭の教育力の低下、価値観の多様化等、社会環境が大きく変化し、問題も複雑、多様化している。また、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫や性の商品化等の問題が発生している。

(2) 子供に関する人権教育の推進について

子供の人権を守るためには、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子供の権利を尊重する社会作りのための人権教育を推進する。特に、児童虐待、いじめ等、深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察等の関係機関が、家庭や地域社会と連携し、子供の権利が尊重され、守られるような環境を作る。

学校等における推進方策

- 子供の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にしたい学校等の運営や教育指導が行われるよう配慮する。
- 自他の権利を大切にするとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての学習を実施する。
- 暴力行為やいじめ、不登校等の問題の解決に向け、相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る教育相談体制の整備に努める。
- 「いじめ撲滅宣言」に基づき、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期解決に努める。また、必要に応じて、関係機関と協力して早期解決を図る。
- 教職員による子供の人権を侵害する行為が行われることのないよう研修を充実する。
- 児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図る。
- 子供の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施する。

家庭、地域社会における推進方策

- 子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成・人材活用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図る。
- 子供の健やかな成長を図るため、地域社会で子供を育てる環境作りに努める。
- 子供の権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と家庭や地域社会とが連携できる環境作りに努める。

3 高齢者

(1) 現状と課題

日本社会の高齢化は、急速に進行しており、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等、様々な問題が発生している。更に、高齢者に対する悪徳商法や財産奪取等の犯罪が増加している。

また、高齢者を年齢により、一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により、高齢者の働く場が十分に確保されていないこと等が指摘されている。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいと喜びを持ち、安心して生涯を送ることができる社会を構築することが重要である。

(2) 高齢者に関する人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者が自らの意思に基づき、知識や経験を生かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるようにする。また、社会を支える重要な一員として各種の社会的活動に積極的に参加できるような人権教育を推進する。

学校等における推進方策

- 高齢化の進行を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる。
- 高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進する。
- 優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用する。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実する。

家庭、地域社会における推進方策

- 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解が深められるよう、学習機会を体系的に整備・充実する。
- 子供から高齢者までの幅広い世代が触れ合い、交流する「世代間交流」を推進する。
- 高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める機会を提供する。

4 障害のある人

(1) 現状と課題

障害のある人が自らの意思で自由に行動し生活するには、様々な障壁がある。障害のある人に対する偏見や差別の問題、働く場が十分に確保されていないことや障害のある人の入居・入居拒否、家庭内あるいは施設や医療機関での身体拘束や虐待等の問題が指摘されている。

そうしたことを踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行された。

今後も、障害に対する正しい認識と理解を持ち、障害のある人もない人も共に生きる仲間という関係を構築することが必要である。

(2) 障害のある人に関する人権教育の推進について

障害のある人のライフステージの全ての段階において、社会を構成する一員として活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が保障され、自由に活動し、生活できる社会の実現と、障害のある人の人権を尊重する社会作りに努める。

学校等における推進方策

- 特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障害の状況、能力及び特性等に応じた指導の充実を図る。
- 障害のある子供に対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校、特別支援学校における交流及び共同学習を実施する。
- 各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、障害理解教育を推進する。

家庭、地域社会における推進方策

- 学校等、家庭、地域社会の連携を図りつつ、障害のある人の自立と社会参加を促進する学習を推進する。
- 障害のある人に対する理解を深め、福祉の問題等への理解を図る学習機会を提供する。

5 同和問題

(1) 現状と課題

昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、同和地区における生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等、積極的に取り組まれてきた。その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了する等、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消はほぼ達成された。

心理的差別については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生がみられる等、未だに課題として残っている。

特に、近年の情報化の進展に伴い、インターネットの掲示板等への差別的な書き込みの発生等、部落差別に関する状況の変化が生じている。

これらのことを踏まえ、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

また、時として発生する「えせ同和行為」は同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの啓発効果を一挙に覆すことになる。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育・啓発活動によって積み上げられてきた成果を踏まえて、同和問題を人権課題の一つとして捉え、引き続き人権教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要である。

(2) 同和問題に関する人権教育の推進について

これまでの同和教育は、同和問題だけでなく、子供、女性、障害のある人等の様々な人権課題に取り組むことで、人々の人権意識の高揚を図ってきた。今後も、同和教育を人権教育の中に位置付け、同和問題の課題である心理的差別の解消に視点を当てた内容として実施する。

学校等における推進方策

- 子供及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進する。
- 子供の発達段階に応じて、同和問題の正しい理解を図る。
- 部落差別を正しく認識し、共感的理解を図るとともに、差別をなくしていくことのできる子供を育成する。

家庭、地域社会における推進方策

- 心理的差別の解消に向けて、県民の意識が高まるような、参加体験型の学習を実施する。

6 外国人

(1) 現状と課題

国際化の著しい進展に伴い、海外からの外国人住民が増え続けている。

本県における在留外国人数は、平成29年6月末現在、160,026人と、県人口の約2.2%を占めている。こうした中、外国人住民は、日本語能力が十分でない等の様々な不安を抱えるとともに、お互いの理解不足による偏見や差別も見受けられる。

そこで、埼玉県では、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考えに基づき、平成29年4月、「埼玉県多文化共生推進プラン（平成29年度～平成33年度）」を策定した。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」の解消に向けた取組を推進するため、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

これらのことを踏まえて、外国人住民を地域の一員として受け入れ、国際理解を深めるとともに、外国人住民も安心して生活できる環境作りが必要である。

(2) 外国人に関する人権教育の推進について

外国人住民が国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが基本的人権が尊重されるとともに、外国人住民が快適で生き生きとした豊かな生活を送れる社会作りと、日本人と外国人住民がお互いの人権を尊重し合う人権教育を推進する。

学校等における推進方策

- 国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成する。
- 外国人の子供に対して、日本語学習指導をはじめ、適切な支援をするとともに、人権に配慮する。
- 国家、民族、人種に対する偏見や先入観を排除して、お互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成する。

家庭、地域社会における推進方策

- 教育施設等を利用し、諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会を提供する。
- 外国人住民が地域で生き生きと豊かに暮らせるようにするための、日本語学習等の講座を提供する。

7 HIV感染者等

(1) 現状と課題

エイズ患者やHIV感染者に対する偏見と差別は、まだ十分に解消されたとは言えず、HIVに感染したことが明らかになると、退職を余儀なくされたり施設への入所を拒否されたりする場合もある。

ハンセン病やその他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動が行われているが、十分に理解されているとはいえない。

(2) HIV感染者等に関する人権教育の推進について

エイズやHIVについての正しい知識・理解の普及に努めるとともに、主な感染経路が性的接触であることから、性に関する指導と連携した人権教育が必要である。

また、平成13年5月11日の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地方裁判所判決以降、厚生労働省をはじめとして各県でハンセン病についての正しい知識の普及・啓発、ハンセン病患者・元患者の名誉回復の取組が進められているが、更に一層の人権教育・啓発が求められている。

学校等における推進方策

- 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別について相互補完的な指導の充実を図る。
- ハンセン病に関する啓発資料、各種広報活動、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。

家庭、地域社会における推進方策

- 医師会や各種相談機関との連携を強化し、患者に対する誤解や偏見を取り除くとともに、患者や家族等の人権に十分配慮した教育を推進する。
- ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識の解消を目指した人権教育・啓発を推進する。

8 犯罪被害者やその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生ずる精神的、経済的な被害を受けている場合が多く、その後の捜査等の過程で精神的被害が更に大きくなる場合やマスメディアの行き過ぎた取材や報道によって人権が侵害される場合もある。

また「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」等が施行され、犯罪被害者の保護や国民が利用しやすい司法制度の実現に向けた取組が始まった。平成23年3月に閣議決定された「第2次犯罪被害者等基本計画」では、性犯罪被害者支援のための多数の施策が掲げられている。

(2) 犯罪被害者やその家族に関する人権教育の推進について

犯罪被害者に対する各種の支援体制は未だ十分とは言えず、行政・司法・民間の機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとともに、県民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要である。

学校等における推進方策

- 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める教育を推進する。

家庭、地域社会における推進方策

- 犯罪被害者やその家族の直接的な被害と、精神的、経済的等の様々な被害について理解し、犯罪を未然に防ぐための取組と人権侵害の責任の重さについて学ぶ機会を提供する。

9 アイヌの人々

(1) 現状と課題

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が平成9年7月に施行、平成19年9月には、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国際連合総会において採択され、平成20年6月には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択された。しかし、アイヌの人々に対する理解不足等から生じる偏見や差別は残っている。

(2) アイヌの人々に関する人権教育の推進について

アイヌの歴史や伝統、文化等について、正しい理解を促進していく必要がある。

学校等における推進方策

- アイヌの人々に対する理解不足から生じる偏見や差別を解消するために、アイヌの歴史や伝統、文化等について学び、正しい理解を深める教育を推進する。

家庭、地域社会における推進方策

- アイヌの歴史や伝統、文化等についての学習を実施し、アイヌの人々への誤解や偏見、差別意識の解消を図る。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしている。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する等、生活は便利になった。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載される人権問題が発生している。また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したりしたことから犯罪に巻き込まれる事件も発生している。

平成14年5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者救済が図られることになった。

また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成21年4月から施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われている。

(2) インターネットによる人権侵害に関する人権教育の推進について

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー、個人のプライバシー等に関する正しい理解についての学習を推進する。また、子供への情報モラル教育を充実させるとともに、教職員や保護者に対しては、インターネットや携帯電話を利用する際の危険性等について研修を行い、子供が加害者にも被害者にもならないようにする。

学校等における推進方策

- 発達段階に応じてインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。
- インターネットや携帯電話による人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付ける。

家庭、地域社会における推進方策

- 情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実する。

11 北朝鮮当局による拉致問題

(1) 現状と課題

平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現した。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきたが、平成20年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束した。しかし、その後、実行されないままとなっている。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていない。

(2) 北朝鮮当局による拉致問題に関する人権教育の推進について

拉致問題は重大な人権侵害であることから、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深める必要がある。

学校等における推進方策

- 子供の発達段階や学校等、家庭、地域社会の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせる取組を推進する。
- 人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行う。
- 文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」等を活用し、拉致問題についての関心を深める。

家庭、地域社会における推進方策

- 拉致問題についての正しい理解を図り、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

12 災害時における人権への配慮

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、特に東北地方において多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させ、生活と心の苦しみをもたらしただけでなく、農業、製造業、観光業等が風評被害に見舞われた。

被災した人たちが安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題が生じた。また、高齢者、障害のある人、子供、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活での配慮が問題になった。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見から原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、子供が避難先の学校でいじめられたりする問題が起こったという新聞等による報道があった。

(2) 災害時における人権への配慮に関する人権教育の推進について

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、県民一人一人が人権への配慮について関心と認識を深めることが必要である。

学校等における推進方策

- 災害時における人権への配慮について正しい理解を図る。
- 被災地域からの人たちの人権を尊重し、温かく接することができる態度を身に付ける。

家庭、地域社会における推進方策

- 被災地域からの人たちに対して過剰に反応せず、お互いの人権を尊重し、共生社会の一員としての自覚をもって適切に対応できる態度を身に付ける。

13 様々な人権問題

これまで述べてきた12項目の人権課題のほか、次のような人権問題に対応していく。

◇ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する、地域社会からの偏見や就労の問題がある。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

◇ 性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ

性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに対する差別や偏見により、就学就労等社会生活上の制約を受ける問題が生じている。そのため、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに対する正しい理解を深め、本人や家族の心情に十分配慮した対応を行えるよう、学校等に対する支援を継続して行っていく。

◇ ホームレスの人権

ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受ける等の人権問題が生じている。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

◇ プライバシーの侵害

犯罪被害者やその家族、少年事件等の加害者及び被害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道、インターネット等によるプライバシーの侵害が指摘され、人権が侵害される場合がある。そのため、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実する。

◇ その他

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進する。